

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和3年度の事業概要



V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

1 効果的な情報発信の推進

(1) 消費生活に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター）

- ① 日常的に必要な生活情報や消費生活相談事例など時宜を得た情報を提供するため、「くらしの情報かわさき」を定期的に発行する。

発行部数・回数 各8,500部（カラー） 4回

- ② 「消費生活相談月報」などの発行・公表

・「消費生活相談月報」の公表

毎月の消費生活相談件数・内容について、ホームページに掲載する。

・「上半期消費生活相談統計」の発行

上半期（4月～9月）における消費生活相談件数・内容を掲載し発行する。

・「消費生活相談年報」の発行

前年度一年間における消費生活相談件数・内容を掲載し発行する。

- ③ 消費生活相談や消費生活に関するチラシ、リーフレット、啓発物等を作成し配布する。

・リーフレット

消費生活安心ガイド 7,000部

消費者行政センター紹介のしおり（外国人向け・7か国語リーフレット） 4,000部

・冊子類

独立行政法人 国民生活センター作成「くらしの豆知識」 140冊

令和3年度消費者支援協定の御案内 1,400冊

- ④ 消費者行政センターのホームページやメールマガジン配信サービス「かわさき消費生活メールマガジン」等により消費生活関連情報を適宜配信する。また、ホームページを見やすくするため、ホームページの構成を変更する。

・配信回数

定期配信（1か月に1回） 12回

号外配信 8回

・登録者目標数

パソコン 1,600件

携帯 2,600件

- ⑤ 「消費者行政事業概要」を発行し、区役所や図書館に配布するとともに、消費者行政センターのホームページでも公表する。

- ⑥ 関係部局との連携を図り、会議等において、相談事例の紹介や講演会の案内等、消費生活情報の発信を推進する。

令和3年度の事業概要

- (2) 消費者行政センターの情報の充実（経済労働局消費者行政センター）
- ・資料展示・閲覧コーナー
消費生活情報や消費者問題についての最新情報を自由に閲覧できるコーナーを消費者行政センターに常設し、来所者への資料（リーフレット、パンフレット等）の展示や図書、DVDの貸出しを行う。また、インターネット閲覧用パソコンのオープン利用を実施する。
- (3) 食の安全に関する情報の提供（経済労働局消費者行政センター）
- ・冊子「食生活と安全」の発行
食品の安全性に関する知識の普及のため冊子「食生活と安全」を発行する。
- (4) 食育に関する情報の提供（健康福祉局健康増進課）
- ・健全な食生活や栄養等に関する情報をリーフレットやグッズ等により提供し、広く普及啓発を図る。
 - ・食育の日キャンペーンを実施する。
- (5) 消防に関する情報の提供
- ① 火災予防広報業務（消防局予防課）
春・秋の火災予防運動や各種予防行事の実施、火災予防広報ポスターの掲示、パンフレット・チラシの配布、ホームページにおける広報等を通じて火災予防を呼びかける。
 - ② 火災予防広聴業務（消防局予防課）
火災予防業務全般、消防用設備等の設置、維持管理等についての相談業務を行う。
 - ③ 住宅防火対策の推進（消防局予防課）
住宅用火災警報器の設置及び維持管理について、防火指導員制度や各消防署に設置している住宅用火災警報器設置・維持管理対策連絡会等を活用し、普及啓発するとともに、他部局と連携して住宅防火対策普及啓発資料等を配布する等、住宅火災による死者のより一層の低減を図る。
 - ④ 不適正販売等の防止対策（消防局査察課）
火災予防運動や各種会議・イベントの実施時、ホームページ等において、消火器等の不適正販売並びに消防用設備等の不適正点検について注意喚起し、不適正販売等の防止対策の推進を図る。
- (6) 住宅に関する情報の提供（まちづくり局住宅整備推進課）
- 「住宅相談」、「マンション管理相談」の窓口において、住宅に関する行政のさまざまな助成制度などを紹介するほか、第三者の立場で専門家が各種法や制度を説明するなど、市民をトラブルから守るため適切なアドバイスを行う。
- また、住宅の質の向上・各種認定制度・助成制度等の普及を図るため、セミナー等を開催する。
- ① 住宅相談窓口
 - 川崎市まちづくり公社ハウジングサロン
 - ・（住宅相談）要事前予約
毎週火、土曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00
電話 822-9380（問合せ・予約）
 - ・（マンション管理相談）要事前予約
毎週火、木、土曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
電話 822-9380（問合せ・予約）

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和3年度の事業概要

② アドバイザー派遣制度（派遣相談）

○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン

（住宅相談）

派遣相談 必要に応じて1回（3時間/回）限り

電話 822-9380（問合せ）

（マンション管理相談）

派遣相談 必要に応じて管理組合登録・支援制度に登録しているマンションについては3回（3時間/回）、を限度に、未登録マンションは1回（3時間/回）に限り派遣可

電話 822-9380（問合せ）

③ マンション管理基礎セミナー（2回実施/年）

分譲マンションの管理組合役員等に、区分所有建物の維持、保全に必要な情報を提供することにより、良好な住環境の形成を図ることを目的として開催する。〔一般財団法人 川崎市まちづくり公社主催〕

④ 住まい・まちづくり講習会（2回実施/年）

一級建築士等の専門家が、住宅リフォーム・リノベーションの際のポイントや関連する税制・制度について、事例を紹介しながら講演を行う。

2 高齢者等を消費者被害から守るための消費者教育・啓発の推進（経済労働局消費者行政センター）

(1) 講座の実施による消費者被害防止

消費者被害の未然防止のため、高齢者や障害者、その見守り関係団体等に消費生活相談員を講師とした講座等を開催し、消費者教育を推進する。

(2) 啓発ポスター等による消費者被害防止

「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」に参加し自治体間で連携することで、高齢者に向けたより効果的な啓発を実施する。

・ポスター 50枚

・リーフレット 2,500部

(3) ホームページ等による消費者被害防止（再掲）

消費者行政センターのホームページやメールマガジン配信サービス「かわさき消費生活メールマガジン」により、消費生活相談の傾向等をふまえた高齢者の消費者トラブルに関する情報を適宜発信する。

・配信回数

定期配信（1か月に1回） 12回

号外配信 8回

・登録者目標数

パソコン 1,600件

携帯 2,600件

(4) 街頭啓発による消費者被害の防止

街頭キャンペーンを実施し、市内主要駅周辺やイベント会場において、市民に対し啓発物等を配布し、悪質商法被害防止について呼びかける。

・実施回数 6回

令和3年度の事業概要

3 様々な場やライフステージに応じた消費者教育・啓発の推進

① 学校

(1) 消費者としての児童生徒の育成（教育委員会事務局総合教育センター）

消費者教育は、学習指導要領にも示されているとおり、社会において主体的に生きる消費者を育む視点から、児童生徒が、消費者として必要な知識や技能を身に付けるとともに、持続可能な社会を展望して、環境に配慮した生活の営みへの足掛かりとなる能力と態度を育てることをねらいとしている。そこで、各学校では、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等での消費者教育の充実を図るとともに授業研究等に取り組む。

また、市内小学校・中学校・高等学校の家庭科の教員を中心に学習指導要領の小学校家庭科の「消費生活・環境」、中学校技術・家庭科（家庭分野）の「消費生活・環境」、高等学校家庭「消費生活」の内容及び新学習指導要領において育成を目指す消費者教育について周知を図る。

(2) 消費者市民社会に関する児童向け講座の実施（経済労働局消費者行政センター）

・小中学生を対象とした消費者教育講座の実施

小中学生を対象とし、エンカル消費や金融、経済等をテーマとした講座を3回開催し、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育を実施する。

(3) 職場体験の実施（経済労働局消費者行政センター）

学生等に職場体験の場を提供し、消費者行政センターの様々な業務を身近で体験してもらうことで、消費者教育への理解を促進する。

(4) イベント等による消費者教育の実施（経済労働局消費者行政センター）

・「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」に参加し、自治体間で連携することで、若者に向けたより効果的な啓発を実施する。

- ・ポスター 50枚
- ・リーフレット 3,000部

(5) 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進のため、若者向けの動画を作成し放映する。

(6) 環境配慮を目指した「エコ・クッキング」講座の実施（環境局減量推進課）

・地球に優しい「エコ・クッキング」講座

小・中学校PTA等を対象に、「食」という身近な題材で体験的に環境の大切さを考える講座を通じ、環境配慮型ライフスタイルの普及を図る。

- 開催予定 10校
- 定員 15～30名/校
- 対象 市内学校PTA等

(7) 社会科副読本の作成（環境局減量推進課）

環境教育の一環として、児童期から廃棄物の収集・処理の過程及びごみ減量化・リサイクルの必要性等を理解してもらうために市内の全小学校を対象に社会科学習用補助教材を作成し、配布する。

(8) 出前ごみスクール等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）

3Rの普及啓発に向けて、生活環境事業所職員が講師となり、ごみ処理の実情や資源物とごみの正しい出し方などの説明を行う取組として、小学校を対象とした「出前ごみスクール」を実施する。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和3年度の事業概要

② 地域社会

- (1) 地域の団体等に対する講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
町内会等の地域団体、自主グループの集会、学習会等に講師を派遣するくらしのセミナー（出前講座）を開催し、地域の中で消費生活に関する多様な分野における消費者教育を推進する。
 - ・開催回数 100回
 - 参加者 2,000名
 - (2) 消費者支援強調月間の実施（経済労働局消費者行政センター）
「川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例」を施行した11月を「消費者支援強調月間」とし、特別講演会やアゼリア地下街広報コーナーでの啓発等を集中して実施することで地域における効果的な消費者教育を推進する。
 - (3) 消費者市民社会の実現に向けた普及の取組の実施（経済労働局消費者行政センター）
消費者市民社会に関する動画を活用し、市内各所のデジタルサイネージ等で放映することで、消費者市民社会の概念や持続可能な社会を築くための消費行動について、周知する。
- **消費者市民社会の普及・啓発**

「消費者市民社会」とは、「消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」を意味しており、消費者が自分たちのことだけでなく、地域の人々やこれから生まれてくる子どもたちのこと、社会、経済、地球環境のことを考え、よりよい社会をつくるために進んで行動することを推進するため、その概念の普及や啓発に取り組むこととしている。
- (4) 若年層に特化した消費者市民社会の啓発（経済労働局消費者行政センター）
令和4年4月1日の民法改正による成年年齢引下げに伴い、若年層を対象とした消費者啓発の強化が必要なことから、消費者としての自立に関する啓発と併せて、消費者意識の向上を図る若者向けの啓発動画を作成し、放映する。
 - (5) 「かしこい」消費者の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
消費生活に関する多様な分野を対象にした講座を3回実施し、地域における消費者教育を推進する。
 - (6) ふれあい出張講座等による環境教育・環境学習の実施（環境局減量推進課）
3Rの普及啓発に向けて、生活環境事業所職員が講師となり、ごみ処理の実情や資源物とごみの正しい出し方などの説明を行う取組として、町内会・自治会等の集会や地域のイベントなどを対象とした「ふれあい出張講座」を実施する。

令和3年度の事業概要

(7) ごみ減量、リサイクルへの意識啓発の推進（環境局減量推進課）

循環型社会の構築に向け、ごみの減量やミックスペーパー、プラスチック製容器包装をはじめとする資源物の分別排出の徹底など、市民の理解と協力を得ながら、3Rをより一層推進するため、環境配慮行動の実践を広く市民に呼び掛けるとともに、効果的・効率的な普及広報活動を実施する。

① リサイクルコミュニティセンターの利用の推進

廃棄物に係るリサイクル活動への市民の積極的な参加と実践活動による意識啓発の拠点として開設した、桶リサイクルコミュニティセンターの利用の推進を図る。

○リサイクル講座・教室等の開催

名称
エコぞうり教室
紙すき教室
廃材の木工教室（初級）
廃材の木工教室（中級）
固形石けんづくり教室
粉石けんづくり教室
古布のリフォーム・小物作り教室
牛乳パック工作教室
裂き織り教室
出前講座・教室等
ごみ分別学習会
市現況報告会

○主なイベント等

- ・エコツアーの開催 1回
- ・リサイクルバザーの開催 1回

② ごみ減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動の実施

市民にごみ処理の現状を理解してもらい、ごみ減量化・リサイクルへの協力を得るための普及啓発活動を実施する。

②-1 施設見学会の開催

ごみ処理施設やリサイクル施設の見学会を開催し、ごみ処理事情の理解を図る。

②-2 3R推進講演会の開催

3Rに関する話題をテーマに開催し、環境に配慮した行動の実践を促進する。

②-3 ごみの出し方冊子の配布

資源物とごみの分別ルールと排出マナーを分かりやすく記載したリーフレットを配布する。

②-4 フリーマーケットの開催

本市主催のイベント等において家庭で不要になったものを他の人に譲るなど、資源の有効利用を図る。

②-5 「ごみゼロの日」啓発キャンペーン

5月30日の「ごみゼロの日」にちなみ市内主要駅頭において、環境美化、ポイ捨て禁止を訴える。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和3年度の事業概要

③ 分別排出の徹底

ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装等の資源物の分別排出について周知・徹底を図る。

④ 生ごみ処理機等購入費への助成

生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみコンポスト化容器・電動生ごみ処理機などの機器及び容器の購入費の一部を助成する。

助成計画基数 約160基

助成額 購入金額の2分の1（限度額20,000円）

1世帯1基まで（ただしコンポスト化容器・密閉容器については1世帯2基まで）

(8) 地域社会における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）

「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、地域社会において省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等、地球環境に配慮したエコ暮らしへの転換を促す取組を推進する。

地域の市民等への普及啓発や支援策などを引き続き実施し、市民一人ひとりの環境配慮型のライフスタイルへの行動変容を促進していくことで、脱炭素社会の実現を目指していく。

また、周辺自治体と連携し、啓発キャンペーンを実施する。

(9) 消費者団体等による教育の実施（経済労働局消費者行政センター）

消費生活展において、市内で活動する消費者団体の日頃の研究成果や活動内容を発表、掲示し、消費者に対し消費生活に関する知識の普及を図ることで地域の消費者教育を推進する。

(10) 地域に向けた火災予防に関する啓発の推進（消防局予防課）

各消防署に設置された放火火災防止対策協議会を中心として、地域の特性に応じた放火対策を検討し、地域ぐるみで放火防止をめざすとともに、市内の町内会・自治会にチラシ等を配布するなど各種広報媒体を活用した放火防止対策の推進を図る。

(11) 市場体験による食育の実施（経済労働局中央卸売市場北部市場業務課）

市民の台所として生鮮食品等を安定供給している中央卸売市場北部市場から、食や花を中心とした市場の役割や機能等について、知識の啓発を行う。

講習会・講座

【北部市場】

- ・おやこ花育教室 4回/年
(フラワーアレンジメント・模擬せり体験等)
- ・夏休みこども食育講座 2回/年
(北部市場のプロから学ぶ・市場見学他)

(12) 健康な食のあり方等を学ぶ機会の提供（健康福祉局健康増進課）

「第4期川崎市食育推進計画（平成29年3月策定）」推進のために、地域団体等との連携のもと、イベント、教室等の機会をとらえ、健康的な食のあり方等を啓発することにより、全市民が健康である「最幸のまちかわさき」の実現をめざす。

令和3年度の事業概要

③ 職域

- (1) 労働者等への講座の実施（経済労働局消費者行政センター）
企業の学習会及び研修会等に消費生活に関する専門家などを派遣することで、労働者への消費者教育を推進する。
- (2) エコドライブ啓発の推進（環境局地域環境共創課）
企業の環境部門の担当者、運行管理者等を主な対象として、出張エコドライブ講習会の募集を行うとともに、ホームページ等でエコドライブの普及・啓発を行うことでエコドライブの推進を図り、大気汚染防止対策及び地球温暖化対策を推進する。
- (3) 事業活動における地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）
脱炭素社会の構築を目指した取組として、省エネ・節電等をはじめとした環境配慮行動を実践する市内事業者等への表彰制度やこれらの優れた取組を発信すること等により、「スマートライフスタイル」への転換を促進し、CO₂削減、地球温暖化対策を推進していく。
- (4) 事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導（環境局減量推進課）
事業系一般廃棄物多量排出事業者に対し、減量等計画書及び一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出、廃棄物管理票の使用を指導するとともに、同準多量排出事業者には、減量等計画書を提出させて、減量化・資源化の指導を実施していく。
- (5) エコショップ制度、リユース・リサイクルショップ制度の拡充（環境局減量推進課）
 - ① 川崎市エコショップ制度の拡充
廃棄物の減量化及び資源化等に関する本市の施策へ積極的に協力するお店や商店街などをエコショップに認定して当該店の利用を推奨する本制度を拡充する。
 - ② 川崎市リユース・リサイクルショップ制度の拡充
廃棄物のリユース（再利用）及びリサイクル（再生利用）等に関する本市の施策に協力するお店等をリユース・リサイクルショップに認定して当該店の利用を推奨する本制度を拡充する。
- (6) 食品廃棄物のリデュース・リサイクルの推進（環境局減量推進課）
 - ・食べきり協力店制度の拡充
小盛メニューの提供や食べ残しを減らす取組を実施している飲食店等を食べきり協力店として登録して当該店の利用を推奨する本制度を拡充する。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和3年度の事業概要

4 地域の消費者教育の担い手の育成及び多様な主体間の連携

① 担い手の育成

- (1) 消費者教育の担い手の育成に向けた講座の実施（経済労働局消費者行政センター）

消費者問題の関心を高め、地域における見守りなどを行う消費者教育の担い手となる「消費生活サポーター」を育成するため、消費生活相談員等を派遣する講座を6回実施する。また、地域の高齢者等に対する見守り意識を喚起する啓発グッズを作成・配布する。さらに、その活動状況等について情報誌等による広報を行い、地域住民の消費者意識の向上を図る。

● 消費生活サポーターに関する講座の実施

消費者トラブルの未然防止等に向けた消費者教育は、地域に密着し継続的に実施する必要がある。そのため、本市が発信する消費生活情報等を高齢者等に伝達し、消費者被害防止等と呼びかけ、地域の高齢者等が消費者トラブルに遭っていないか見守り、消費者行政につなぐ消費生活サポーターの養成講座を実施することで地域の消費者教育の担い手を育成する。

- (2) 消費生活相談員の研修支援（経済労働局消費者行政センター）

弁護士から専門的な助言を受けるため、研修会を定期的に開催する等、消費生活相談員の資質の向上に努める。

【レベルアップ研修】

- ・ 弁護士を講師とする研修会 3回
- ・ レベルアップ研修の実施 2回
- ・ 研修参加支援

消費者庁、神奈川県、独立行政法人 国民生活センター等が開催する研修会への参加支援

- (3) 消費生活eモニターに対する研修の実施（経済労働局消費者行政センター）

消費生活eモニターを公募し、消費生活に関する意見・提案、くらしの中の情報を聴取するため、アンケート調査を実施する。消費生活における各種知識の普及のため、各種の研修会等の案内に努める。

募集人数 35名程度

任 期 約3年

- (4) 学校における消費者教育の担い手の育成（教育委員会事務局総合教育センター）

要請訪問や教育課程研究会等において、消費者教育の課題と現状を共通理解することにより、学校における消費者教育の普及と充実を図る。

消費者庁「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づき、「社会の扉」を活用した授業等、高等学校において消費者教育の一層の充実を図る。

- (5) 廃棄物減量指導員制度との連携（環境局減量推進課）

地域におけるボランティア・リーダーとして、また、本市と市民とのパイプ役として、ごみ減量化・リサイクルの一翼を担う廃棄物減量指導員の活動の活性化を図り、地域の環境美化及びごみの減量に取り組む。また、廃棄物減量指導員連絡協議会の充実を図り、指導員相互の連携を強化する。

- (6) 環境教育の担い手の育成（環境局企画課）

【地域環境リーダー育成講座】

- ・ 地域や職場で環境保全活動等を率先して行うことのできる人材の育成

実施期間 7月～11月（全8回）

定 員 20名

対 象 市内在住、在勤又は在学の18歳以上の方

令和3年度の事業概要

(7) 食に関する地域活動等の担い手の育成（健康福祉局健康増進課）

「第4期川崎市食育推進計画（平成29年3月策定）」推進のために、家庭、学校、地域等との連携のもと、幅広い食育の普及啓発をめざして、食育を担う栄養士等専門職や地域ボランティアへの講習会等を実施することにより、全市民が健康である「最幸のまち かわさき」の実現をめざす。

② 多様な主体との連携及び育成

(1) 地域団体等との連携に向けた講座等の実施（経済労働局消費者行政センター）

地域包括支援センター等、地域の見守りに関する団体の関係会議等の機会を活用し、消費生活相談員を講師として派遣し、消費者トラブルの相談実例や対応方法の情報交換などを行うことで地域における多様な団体との連携を強化し消費者教育を推進する。

- ・開催回数 10回

(2) 消費者団体・生活協同組合等の育成及び連携の推進（経済労働局消費者行政センター）

① 消費者団体の育成

消費者団体の自主的な活動を援助するとともに、各消費者団体間の連携を推進する。

- ・消費者団体の活動状況を発信
- ・消費者団体主催の講演会への講師派遣
- ・市・消費者団体連絡会の開催
- ・消費者団体への情報の提供
- ・消費者団体への研修場所の提供

② 生活協同組合の育成

生活協同組合の実態把握のため、組合の存立及び本市施策に係る生活協同組合事業に関わる書類及び店舗、医療施設、介護保険法等に伴う福祉施設の開設など本市の施策に係る書類について県への経由事務を行う。

(3) 多様な主体との連携による地球温暖化対策等啓発の実施（環境局地球環境推進室）

市民、事業者、行政等多様な主体が連携し、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」等を通じて、地球温暖化対策を推進する。

川崎市地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員と連携・協働して、グリーンコンシューマー活動、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等に関する実践活動を推進していく。

再生可能エネルギーの普及促進やエネルギーに関する今後の進展等について、市民・事業者等への周知活動を推進していく。

(4) 関係団体等とのネットワークの構築（健康福祉局健康増進課）

① 川崎市食育推進会議・食育推進会議部会

食育関係団体や企業の代表等の委員により食育に関する審議を行い、食育の推進に関する施策の実施を推進する。

② 区食育推進分科会

各区健康づくり推進連絡会議の分科会として設置した食育関係団体の代表を委員とする食育推進分科会において、団体等が連携して区の特性を活かした食育に取り組める体制づくりを図る。

V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進

令和3年度の事業概要

(5) 資源集団回収に向けた連携の推進（環境局減量推進課）

町内会・自治会、PTA等の資源集団回収実施団体に対し、回収量1kgにつき、3円の奨励金を、また、回収業者には、回収量1kgにつき紙類は古紙市況に連動した額を、布類・びん類は1円の報償金を交付し、資源集団回収の促進を図る。

また、回収業者等で組織される川崎市資源集団回収事業連絡協議会を運営し、回収業者等への支援・育成を図る。

【対象資源化物古紙類】

・古紙類、古布類、空きびん類

計画回収量 38,642ト以上